

総行地第149号
令和2年11月13日

各都道府県「地域人口の急減に
対処するための特定地域づくり事業の
推進に関する法律」担当部局長 殿

総務省大臣官房
地域力創造審議官
(公印省略)

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律
(令和元年法律第64号) ガイドラインの改訂について (通知)

日頃より地域活性化の推進のため、格別の御配慮・御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令和元年法律第64号。以下「法」という。)の施行に当たっては、法第15条第2項に基づき、令和2年3月31日付総行地第56号総務省大臣官房地域力創造審議官通知「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令和元年法律第64号)ガイドラインについて(通知)」において、法の運用上の留意事項その他の円滑な施行のために必要と考えられる事項についてお知らせしたところです。

今般、法の対象となる地域が過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)に基づく過疎地域に限定されているという誤解が生じているのではないかという指摘があり、法の対象となる地域が過疎地域に限定されていないことを明確にするために、ガイドラインの所要の改訂を行いましたので、貴都道府県内の市町村に対してその旨周知いただきますようお願いいたします。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

なお、本通知は、法第15条及び地方自治法第245条の4に基づくものです。